

## とっとり森・里山等自然保育事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、とっとり森・里山等自然保育事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、とっとり森・里山等自然保育認証制度実施要綱（平成27年3月25日付第201400189017号鳥取県福祉保健部子育て王国推進局長通知）第4条第2項の規定により自然保育を行う園として認証され、かつ児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する届出を行った施設（子ども子育て支援法（平成24年法律第65号、以下「法」という。）第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。以下「認証園」という。）の事業者（以下「認証事業者」という。）が運営するために必要な経費への助成及び在園する児童に係る保育料（園則等に定められている保育料をいう。以下「保育料」という。）を軽減することにより、子どもたちが健やかに育つとともに子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもを生み育てやすい環境を整備することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業を行う認証事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

#### 2 補助金の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 別表の第1欄に掲げる運営費助成に係る補助金の額は、同表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）と、同表の第3欄に定める基準額に同表第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（以下「補助限度額」という。）を比較して少ない方の額（その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。

なお、申請前年度の児童福祉行政指導監査において文書指摘があった認証園のうち、交付申請時に改善に向けた対応が認められない場合は補助金を交付しないことができるものとする。

(2) 別表の第1欄に掲げる保育料軽減に係る補助金の額は、補助対象経費の額と、同表の第3欄に定める基準額に補助率を乗じて得た額を比較して少ない方の額の年間合計額（その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。

3 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、交付決定以前に執行済みの経費についても、申請年度内に執行した経費であって、知事が補助事業に適合すると認めるものについては、補助対象経費に含めるものとする。

4 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、子育て・人財局長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第1号の2、様式第1号の3及び様式第2号によるものとする。
- 3 前条第2項第1号の補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項第1号の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。なお、申請前年度の児童福祉行政指導監査において文書指摘があった認証園のうち、交付申請時に改善に向けた対応が認められない場合は補助金を交付しないことができるものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項第1号の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴わない変更とする。
- 2 本補助金の変更交付決定は、原則として、変更交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

（実績報告の時期等）

- 第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- （1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
- （2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第1号の2、様式第1号の3及び様式第2号によるものとする。
- 3 第3条第1項第1号の補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。
- 5 補助事業者は、規則第17項第1項の規定による報告のほかに、県が補助事業についての中間報告を求める場合は、県が別に定めるところにより、報告しなければならない。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子育て・人財局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月13日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月8日から施行し、改正後のとつとり森・里山等自然保育事業費助成事業補助金交付要綱別表の1. 基準額の項に規定する児童一人あたりの月額単価は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年5月13日から施行し、改正後のとつとり森・里山等自然保育事業費助成事業補助金交付要綱別表の1. 基準額の項に規定する児童一人あたりの月額単価及び算式は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月6日から施行し、改正後のとつとり森・里山等自然保育事業費助成事業補助金交付要綱別表の1. 基準額の項に規定する児童一人あたりの月額単価は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月28日から施行し、改正後のとつとり森・里山等自然保育事業費助成事業補助金交付要綱別表の1. 基準額の項に規定する児童一人あたりの月額単価は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月30日から施行し、改正後のとつとり森・里山等自然保育事業費助成事業補助金交付要綱別表の1. 基準額の項に規定する児童一人あたりの月額単価は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月7日から施行し、改正後のとつとり森・里山等自然保育事業費補助金交付要綱別表の1. 基準額の項に規定する児童一人あたりの月額単価は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月26日から施行し、改正後の第3条第1項第2号については令和元年10月1日から適用する。なお、平成31年4月分から令和元年9月分の申請に関しては従前の要綱を適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月28日から施行し、改正後のとつとり森・里山等自然保育事業費補助金交付要綱別表の1. 基準額の項に規定する児童一人あたりの月額単価は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行し、改正後のとつとり森・里山等自然保育事業費補助金交付要綱別表の1. 基準額の項に規定する児童一人あたりの月額単価は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

1 区分	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率															
運営 費助 成	<p>利用者が負担すべき経費を除き、認証園を運営するために必要な年間（年度当初から年度末まで）の経費。ただし、次に該当するものは対象外とする。</p> <p>（1）当該団体等の構成員に対して支出されるもの。</p> <p>（2）他の補助金等が充当されるもの。</p> <p>※「とつとり森・里山等自然保育認証園職員処遇改善補助金」の交付を受ける事業者にあっては、処遇改善補助金による交付額を補助対象経費から除くこと。</p>	<p>下表の月額単価に基づき、次の算式によってクラスごとに計算される額の年間（年度当初から年度末まで）の合計額</p> <p>○月額単価（基本単価+有資格者加算単価×（各月当初における認証要綱別表に定める有資格者の数-1））×各月における以下（1）及び（2）の要件を満たす利用児童の月当初の人数</p> <p>ただし、上記の有資格者の数は、認証要綱別表に定める保育者配置基準（クラスごとに利用児童数6人につき1人）を満たす人数を限度とする。</p> <p>（1）申請した日の属する年度の初日の前日の年齢が2歳から5歳までであること。</p> <p>（2）保護者の居住地が鳥取県内の市町村であること。</p> <p>【児童一人あたりの月額単価】 (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1クラスにおける定員区分</th><th>3~12人</th><th>13~18人</th><th>19~24人</th><th>25人以上</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本単価</td><td>30,500</td><td>27,500</td><td>25,990</td><td>25,090</td></tr> <tr> <td>有資格者加算単価</td><td>1,920</td><td>1,280</td><td>960</td><td>770</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>児童が法第27条第1項の確認を受けた幼稚園、認定こども園、保育所及び同法第29条第1項の地域型保育事業を行う事業所を利用し、当該児童の保護者が施設型給付費若しくは地域型保育給付費を受ける場合又は同法第59条の市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業（同条第6号、第10号、第11号及び第12号に掲げる事業に限る。）を利用した場合（利用期間中、認証園における利用実績がない場合に限る。）における当該児童に係る基本単価は、その利用した日数分を日割り計算により基本単価から減ずる。</p>	1クラスにおける定員区分	3~12人	13~18人	19~24人	25人以上	基本単価	30,500	27,500	25,990	25,090	有資格者加算単価	1,920	1,280	960	770	1/2
1クラスにおける定員区分	3~12人	13~18人	19~24人	25人以上														
基本単価	30,500	27,500	25,990	25,090														
有資格者加算単価	1,920	1,280	960	770														
保育 料輕 減	在園する児童のうち、以下に該当する児童（保護者の居住地が鳥取県内の市町村である児童に限る。（以下「対象児童」という。））に対して軽減する保育料	児童1人につき、次により算出される額と月あたり25,700円（月途中での入・退園がある場合は以下※により算出した額）を比較して低い方の額 ○月額保育料-（各施設による独自の軽減額+法																

<p><b>【対象児童】</b></p> <p>法第58条の11第1号により市町村が特定子ども・子育て支援施設として確認したことを公示した認証園に在籍する、法第30条の4各号に該当しない児童であってかつ以下のいずれかに該当する児童</p> <p>(1) 申請年度の4月1日時点で3歳以上の児童</p> <p>(2) 申請年度の4月1日時点で2歳である第3子以降の児童</p> <p>(3) 申請年度の4月1日時点で2歳である第2子（保護者と生計を一とし、世帯の市町村民税所得割額が77,101円未満であり、第1子が認証園に在園する児童に限る。）</p>	<p>第30条の4各号に該当する場合の施設等利用費の額)</p> <p>※月途中での入・退園がある場合</p> <p>(1) 月の途中から利用開始の場合  <math>25,700\text{円} \times \text{利用日以降のその月の開所日数} \div \text{その月の開所日数}</math>で算出した額</p> <p>(2) 月の途中で利用終了の場合  <math>25,700\text{円} \times \text{最後の利用日までのその月の開所日数} \div \text{その月の開所日数}</math>で算出した額</p>	
--	---	--